

国立国会図書館

北朝鮮に対する金融制裁措置について

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 933 (2017. 1.12.)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| はじめに | 2 我が国が実施する対北朝鮮金融制裁措置 |
| I 対北朝鮮金融制裁措置をめぐる国際的な枠組みの概要 | III 米国及び EU における対北朝鮮金融制裁措置の概要 |
| 1 金融制裁措置の概要 | 1 米国 |
| 2 安保理決議に基づく対北朝鮮金融制裁措置 | 2 EU |
| II 我が国における対北朝鮮金融制裁措置の概要 | おわりに |
| 1 経済制裁措置の実施に関する法制度 | |

- 2016年9月9日、北朝鮮は5度目の核実験を実施した。国際連合安全保障理事会は、11月30日に決議第2321号を採択し、北朝鮮に対する経済制裁措置を強化した。また、我が国も独自の制裁措置を強化した。
- 制裁対象国の指導部を対象として、資産凍結や金融取引の禁止等を行う金融制裁措置は、市民生活に打撃を与えることの少ない制裁手段として、1990年代以降の経済制裁において主要な措置とされてきた。
- 我が国においては、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて金融制裁措置を実施する枠組みが整備されてきた。北朝鮮に対しては、我が国が独自に実施するものを含め、多くの金融上の措置が実施されている。

国立国会図書館
調査及び立法考査局財政金融課
おおもり けんご
(大森 健吾)

第933号

はじめに

2016年9月9日午前9時30分頃、気象庁が北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない、通常の波形とは異なる可能性のある地震波を探知した。政府は、諸情報を総合的に勘案した結果、北朝鮮が5度目の核実験を実施したものと認定した¹。安倍晋三内閣総理大臣は、9月26日の衆・参両院の本会議において、我が国は国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）非常任理事国として北朝鮮に対する新たな決議の採択に向けた取組を主導するとともに、我が国独自の制裁措置についても拡充強化に向けた検討を進めると述べた²。

北朝鮮による核実験の実施及びミサイルの発射は、北東アジア地域における平和と安定に対する深刻な脅威と認識されている。2016年には、1月6日の核実験及び2月7日の弾道ミサイル発射を受けて、3月2日に安保理決議第2270号（S/RES/2270（2 March 2016））³が採択され、9月の核実験を受けて、11月30日に安保理決議第2321号（S/RES/2321（30 November 2016））⁴が採択されている。これらは、北朝鮮の累次にわたる安保理決議違反を強く非難するとともに、核関連計画等に関与する者等を対象とした制裁措置の実効性を高めることを目指すものである。

本稿においては、金融面における対北朝鮮制裁措置について、その国際的な枠組み、我が国における対応、米国及びEUにおける取組等の概要を述べる⁵。

I 対北朝鮮金融制裁措置をめぐる国際的な枠組みの概要

1 金融制裁措置の概要

(1) 経済制裁措置をめぐる法的問題

経済制裁措置とは、ある国家による国際違法行為に対して、他の国家が実施する、被制裁国に経済的害悪を与える措置であり、輸出入の禁止、資産の凍結・没収、航空機の相互乗り入れ禁止等が含まれる。今日の国際法では、国際違法行為に対して軍事的措置で応ずることが厳しく制限されるのに対して、経済制裁措置はかなり広く許容されている。また、経済制裁措置は、外交関係の断絶や国際違法行為の結果生じた状態の不承認、「国際世論」による非難、国際機関における権利停止等、他の非軍事的措置と比べ、強力な間接的履行強制であると考えられる。経済制裁措置には、安保理決議等に基づく場合と国家の単独決定に基づく場合とがある。⁶

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2016年12月12日である。

¹ 「内閣総理大臣声明」2016.9.9. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20160909seimei.html>

² 第192回国会衆議院会議録第1号（一）平成28年9月26日 pp.3-4; 第192回国会参議院会議録第1号（その一）平成28年9月26日 p.4.

³ 「二千十六年三月二日に国際連合安全保障理事会がその第七千六百三十八回会合において採択した決議第二千二百七十号（二千十六年）」（平成28年外務省告示第67号）

⁴ 「二千十六年十一月三十日に国際連合安全保障理事会がその第七千八百二十一回会合において採択した決議第二千三百二十一号（二千十六年）」（平成28年外務省告示第463号）

⁵ 金融面以外も含めた対北朝鮮経済制裁の全体像については、浅田正彦「北朝鮮の核開発と国連の経済制裁」『論究ジュリスト』19号、2016.秋、pp.99-107を参照。

⁶ 中谷和弘「経済制裁の国際法上の機能とその合法性（1）—国際違法行為の法的結果に関する一考察—」『国家学会雑誌』100巻5・6号、1987.5、pp.1-47.

まず、安保理決議等に基づく場合について見ると、「国際連合憲章」⁷第 39 条及び第 41 条は、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、安保理が経済制裁を含む措置の発動を「決定」できるとしている。国際連合加盟国は、同第 25 条の規定によって、安保理の決定を受諾しかつ履行することに同意しており、経済制裁の発動が決定された場合、これを履行する義務が生じる。また、同第 11 条及び第 39 条によると、総会及び安保理は、経済制裁の発動を含む強制措置を「勧告」することができ、加盟国がこれを受けて国内措置を講じた場合にも、その管轄下にある私人等に対して影響が及ぶこととなる。なお、同第 103 条は、「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する」としており、加盟国が安保理決議に基づいて経済制裁措置を実施した場合に、経済関係条約との抵触等の問題は生じない。⁸

次に、国家の単独決定に基づく場合であるが、これについては措置の合法性が問題となり得る。例えば、制裁実施国が被制裁国との間で通商関係条約を締結している場合、輸出入の禁止等の措置は、これに抵触することとなる。ただし、制裁実施国が被制裁国による国際違法行為の直接の被害国である場合、被害と対抗措置（非軍事的復仇（ふっきゅう）⁹）が均衡するものである限りにおいて、違法性が阻却される。また、問題となる国際違法行為が侵略や集団殺害といった国際社会全体の法益侵害に当たる場合、直接の被害国ではない第三国にも一定の介入を行う権利が認められ、その具体的な手段として経済制裁措置が許容されると考えられる¹⁰。

(2) スマート・サンクションとしての金融制裁措置

国際連合創設以降の経済制裁措置を振り返ると、拒否権を有する安保理常任理事国同士が厳しく対峙した東西冷戦期においては、安保理による経済制裁措置の決定はわずか 2 件¹¹にとどまった。一方、冷戦終結後は、1990 年の対イラク制裁¹²以降、数多くの決定がなされている¹³。対イラク制裁、対セルビア・モンテネグロ制裁¹⁴及び対ハイチ制裁¹⁵においては、包括的禁輸措置が規定されたため、被制裁国内でインフレーションや医療品・食糧の欠乏が生じ、無辜（むこ）の一般市民が打撃を受けたとの批判が高まった。そのため、1990 年代後半からは、制裁の原因行為を行った指導部への打撃を最大化し、社会的弱者への影響を回避することを目的とした、「スマート・サンクション（賢い制裁）」と呼ばれる方式が模索されるようになった¹⁶。

⁷ 「国際連合憲章及び国際司法裁判所規程」（昭和 31 年条約第 26 号）

⁸ 吉村祥子「国際連合（国連）による金融制裁の法的問題」『国際商事法務』44 巻 4 号, 2016.4, pp.604-607; 中谷和弘『ロースクール国際法読本』信山社, 2013, pp.91-101 は、勧告による措置の場合も同様の解釈が合理的としている。

⁹ 「復仇（reprisals）」とは、国際違法行為に対する反応としてとられる措置であって、それ自体違法であるが対抗措置として違法性が阻却される措置を指し、非友好的であるがそれ自体合法である「報復（retortion）」と区別される。

¹⁰ 中谷 前掲注(8)

¹¹ 具体的には、白人政権による人種差別政策が問題とされた、南ローデシア（現ジンバブエ）制裁（1966～1979 年）と南アフリカ制裁（1977～1994 年）である（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング『委託調査 安保理決議による経済制裁—制裁に至る事情・内容・効果等の横断的比較分析報告書—』2013, pp.98-103. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/pdfs/itaku_1303.pdf>）。

¹² S/RES/661 (6 August 1990)

¹³ 国際連合創設以降、2016 年 11 月末までの安保理決議に基づく経済制裁は 26 件である（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 前掲注(11), p.2）。

¹⁴ S/RES/713 (26 September 1991)

¹⁵ S/RES/841 (16 June 1993)

¹⁶ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 前掲注(11), pp.3-5,132-141; 本多美樹『国連による経済制裁と人道上の諸問題—「スマート・サンクション」の模索—』2006, pp.154-191. <<http://hdl.handle.net/2065/28355>> なお、「スマー

1990年代後半以降に実施された経済制裁措置においては、制裁手段が武器禁輸、資産凍結、渡航禁止等に絞り込まれ、ある程度定式化されてきた¹⁷。制裁対象の特定は、安保理補助機関として制裁ごとに設置される制裁委員会が担うのが通例となり¹⁸、その管轄下で履行状況の情報収集等を行う専門家パネルも設置されるようになった。本稿が対象とする金融制裁措置は、資産凍結や金融取引の禁止¹⁹等、資本の取引に制約を加えるものであり²⁰、スマート・サンクションを実現する上で有効な手段とみなされてきた²¹。財・サービスの取引全般に制約を加える場合と比べて一般市民への影響が小さいこと、制裁対象者は富裕層に属し、国外に金融資産を隠匿する例が多いことなどから、制裁効果が期待されるためである。一方で、物品の輸出入と異なり、金融資産は国際的な移動や隠蔽が容易であること、私人を狙い撃ちにした制裁の場合、制裁対象者が履行体制の不十分な国へ自由に移動する可能性があること、企業や団体が名称を変えたり、自己に代わって行動する別の団体（いわゆる「フロント企業」等）を設立したりする場合があるため、制裁対象の機動的な追加指定が必要なこと²²、誤認に基づく指定や適正手続の保障に欠けた運用のおそれがあること²³、顧客の口座情報開示に協力的でない国・地域が存在すること²⁴、仮想通貨等への技術的な対応が必要なこと²⁵などが課題として挙げられる。²⁶

(3) FATFによる欠陥国指定

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（AML/CFT: Anti-Money Laundering and

-
- ト・サンクション」には、実施方法に着目し、対象者をリスト指定する制裁方式を指す用例も見受けられる（浅田正彦「北朝鮮の核開発と国連の制裁—三つの制裁決議をめぐって—」『海外事情』61巻6号, 2013.6, pp.100-118）。
- ¹⁷ 本多 同上 なお、その他の手段としては、資源国に対して天然資源の禁輸措置が盛り込まれたり、北朝鮮に対して奢侈品の禁輸が盛り込まれたりした例がある（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 前掲注(11), pp.132-135）。
- ¹⁸ 制裁対象は、特定の領域（例えば「核関連の計画に貢献し得る活動」等）の場合（目的規制）と特定の私人（個人、企業、団体）の場合とがあり、制裁委員会は後者の特定（リスト作成）を担う（吉村 前掲注(8)）。
- ¹⁹ 安保理決議に基づくものでは、対北朝鮮制裁及び対イラン制裁において金融取引の禁止が盛り込まれた。
- ²⁰ 宮川眞喜雄『経済制裁—日本はそれに耐えられるか—』中央公論社, 1992, pp.43-84は、1920年の国際連盟創設以降に実施された経済制裁の手段を、物資の取引に制約を加える手段、役務の取引に制約を加える手段及び資本の取引に制約を加える手段に3分類し、資本の取引に制約を加える手段の禁止対象として、①制裁国内における制裁対象者の借入れ、②制裁国外における制裁対象者の借入れに対する制裁国金融機関の関与、③制裁国金融機関による制裁対象者へのあらゆる形の信用供与、④制裁国内における制裁対象者の株式等の発行、⑤制裁国外における制裁対象者の株式等の発行に対する制裁国金融機関の関与、⑥制裁国内にある制裁対象者資産の被制裁国への移送、⑦制裁国金融機関による被制裁国からの被制裁国通貨建て貿易決済代金の受取を挙げている。
- ²¹ 中谷和弘「第4章 安保理決議に基づく経済制裁—近年の特徴と法的課題—」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』東信堂, 2009, pp.79-96。
- ²² 浅田 前掲注(16)は、北朝鮮の武器貿易の過半のシェアを握り、制裁対象指定された、朝鮮鉱業開発貿易会社（Korea Mining Development Trading Corporation）が青松連合（Green Pine Associated Co.）に衣替えした例を挙げる。
- ²³ 安保理決議第1373号（S/RES/1373 (28 September 2001)）に基づきEUが実施した資産凍結措置について、EU理事會による制裁対象者への指定に際して、証拠提示や意見聴取が行われなかったことによる防御権侵害や財産権侵害が争われた事件（Kadi事件）で、欧州司法裁判所はサウジアラビア人原告の訴えを認め、措置を取り消す旨判示した（中谷 前掲注(8); 柳生一成「国際連合の経済制裁とEU司法裁判所が行う司法審査」『国際商事法務』44巻6号, 2016.6, pp.908-910; 岩沢雄司「108 国連安保理の制裁決議の国内実施と人権」小寺彰ほか編『国際法判例百選 第2版』有斐閣, 2011, pp.220-221）。
- ²⁴ オフショア金融センターやタックス・ヘイブンと呼ばれる国・地域は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の温床となっていると指摘されている（本庄資『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』日本租税研究協会, 2013, pp.64-68）。
- ²⁵ 2015年6月のG7エルマウ・サミットにおいて、「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる」との首脳宣言が発出されている。「2015 G7エルマウ・サミット首脳宣言（仮訳）」p.10. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000084024.pdf>>
- ²⁶ 中谷 前掲注(21); 吉村 前掲注(8)

Countering the Financing of Terrorism) を推進する多国間枠組みである、金融活動作業部会 (FATF: Financial Action Task Force) は、2012 年に改訂された「40 の勧告」(FATF Recommendations)²⁷ において、安保理決議を遵守するため、大量破壊兵器の拡散に関与する者に対して金融制裁を実施することを規定した²⁸。安保理決議及び各国が独自に実施する金融制裁措置は、近年、FATF の措置との連携を意識したものに変容しており²⁹、対北朝鮮制裁措置を定めた安保理決議第2094号 (S/RES/2094 (7 March 2013))³⁰ 及び第 2270 号においても、FATF 勧告の適用が要請されている。FATF 勧告自体は、国際約束³¹とは異なる、法的拘束力を有しないソフト・ローであるが、履行状況に不備のある国を公表するなどの遵守メカニズムを整備し、一定の実効性を確保している³²。例えば、2016 年 10 月 21 日の声明では、「継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域」に、北朝鮮を指定している³³。

2 安保理決議に基づく対北朝鮮金融制裁措置

安保理決議に基づく北朝鮮に対する経済制裁措置は、2006 年 7 月 5 日の弾道ミサイル発射実験実施を受け、同月 15 日に採択された安保理決議第 1695 号 (S/RES/1695 (15 July 2006)) を嚆矢とする。ただし、同決議は、弾道ミサイル発射を非難するとともに、加盟国にミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する物資や資金の移転の阻止を要請するにとどまった。加盟国に措置の実施を具体的に義務付けたのは、同年 10 月 9 日の核実験実施発表を受け、同月 14 日に採択された安保理決議第 1718 号 (S/RES/1718 (14 October 2006))³⁴ が最初である。その後、2009 年 4 月 5 日のミサイル発射実験及び 5 月 25 日の核実験実施を受けて 6 月 12 日に採択された安保理決議第 1874 号 (S/RES/1874 (12 June 2009))³⁵、2012 年 12 月 12 日の「人工衛星」発射実験を受けて 2013 年 1 月 22 日に採択された安保理決議第 2087 号 (S/RES/2087 (22 January 2013))³⁶、同年 2 月 12 日の核実験実施を受けて 3 月 7 日に採択された安保理決議第 2094 号により次第に措置の強化が図られ、本稿冒頭に述べた安保理決議第 2270 号及び第 2321 号の採択に至っている。

²⁷ AML/CFT について、各国がとるべき措置を示す国際基準となっている (財務省「改訂 FATF 勧告の概要」2012.2.17. <http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216.htm>)。

²⁸ 「勧告第 7 大量破壊兵器の拡散に関する対象を特定した金融制裁」に規定された。

²⁹ グローバル・コンプライアンス研究会『体系グローバル・コンプライアンス・リスクの現状—求められるわが国の対応指針—』きんざい, 2013, pp.15-17.

³⁰ 「二十三年三月七日に国際連合安全保障理事会がその第六千九百三十二回会合において採択した決議第二千九十四号 (二十三年)」(平成 25 年外務省告示第 83 号)

³¹ 条約や取極等を含む、国家間における法的な合意文書を広く指す、我が国の実定法上の用語。

³² 福井康人「大量破壊兵器の不拡散措置—FATF 勧告による「拡散金融」対策を事例として—」『軍縮研究』5 号, 2014.10, pp.69-90.

³³ 財務省「FATF (金融活動作業部会) 声明が公表されました」2016.11.1. <http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_161101.htm> なお、FATF 声明は、要注意国を 2 段階に区分しており、より注意レベルの低い「FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、当該国・地域から生じるリスクに準じ、強化された顧客管理措置の適用を要請する対象とされた国・地域」に、イランを指定している。

³⁴ 「二十六年十月十四日に安全保障理事会が採択した決議第七百十八号 (二十六年)」(平成 18 年外務省第 598 号)

³⁵ 「二十九年六月十二日に安全保障理事会がその第六一四一回会合において採択した決議第八百七十四号 (二十九年)」(平成 21 年外務省告示第 328 号)

³⁶ 「二十三年一月二十二日に国際連合安全保障理事会がその第六千九百四回会合において採択した決議第二千八十七号 (二十三年)」(平成 25 年外務省告示第 30 号)

これらの安保理決議の内容は、北朝鮮に弾道ミサイル関連活動や核関連活動の停止等を義務付ける規範的な措置と、その遵守を確保するための制裁措置を定めた実践的な措置とで構成される³⁷。制裁措置は、貿易関連（禁輸）措置、金融制裁措置及び渡航禁止措置を含み、後二者は対象となる団体・個人を特定して実施されている³⁸。制裁対象者リストの作成等は、安保理決議第 1718 号主文 12 に基づき設置された制裁委員会が実施している。また、安保理決議第 1874 号主文 26 に基づいて、措置の履行に関する情報収集等を担う専門家パネルが設置されている³⁹。

これらの安保理決議に定められた金融制裁措置を表 1 に示す⁴⁰。

表 1 安保理決議に基づく対北朝鮮金融制裁措置（2016 年 11 月 30 日現在）

制裁措置の内容	安保理決議における根拠規定						
	1695 号 (2006.7)	1718 号 (2006.10)	1874 号 (2009.6)	2087 号 (2013.1)	2094 号 (2013.3)	2270 号 (2016.3)	2321 号 (2016.11)
制裁委員会又は安保理が指定する私人が所有する加盟国領域内の資産を凍結		決定 主文 8(d)		追加指定 主文 5(a)	追加指定 主文 8	追加指定 主文 10,32	追加指定 主文 3
核、弾道ミサイル又はその他の大量破壊兵器に関連する加盟国領域内の資産（「金」を含む）を凍結	要求 主文 4	-----	要請 主文 18		決定 主文 11	追加措置 主文 37	
北朝鮮への支援・援助（貿易関連の公的・民間の金融支援を含む）を凍結			要請 主文 19-20		決定 主文 15	追加措置 主文 36	追加措置 主文 32
加盟国領域内で北朝鮮の銀行の支店等の開設、合弁企業の設立、銀行持ち分の取得又はコルレス関係 ^(注 5) の確立・維持を禁止、北朝鮮金融機関員の追放					要請 主文 12	決定 主文 33	追加措置 主文 33
北朝鮮における金融機関の代表事務所等又は口座開設を禁止、既存の代表事務所等を 90 日以内に閉鎖、北朝鮮外交団の口座数を制限					要請 主文 13	決定・追加措置 主文 34-35	追加措置 主文 16,31
加盟国において FATF 勧告 7 ^(注 6) を適用					奨励 前文	要請 主文 38	

(注 1) 安保理決議各規定には、「決定」(decides)、「要請」(calls upon)、「要求」(requires)等の動詞が用いられている。なお、表中で「奨励」(urging)とした安保理決議第 2094 号前文は、外務省告示では「要請」と訳されている。
 (注 2) 決議の拘束力はパラグラフごとに決定され、拘束力を有するパラグラフは「決定」(decides)の語を用いるものに限られない。また、安保理決議の有権的解釈を行う権利は安保理自身にある(中谷和弘「北朝鮮ミサイル発射」『ジュリスト』1321号, 2006.10.15, pp.45-50; 中谷和弘『ロースクール国際法読本』信山社, 2013, p.41)。
 (注 3) 各措置の内容は決議ごとに更新されているが、表には最新のものを掲げた。また、決議により制裁対象者リストへの追加指定が行われた場合を「追加指定」、措置の規制範囲等が拡張された場合を「追加措置」とした。
 (注 4) 安保理決議第 2321 号主文 34-35 は、北朝鮮の海外派遣労働者による外貨持ち帰りに対し、懸念を表明した。
 (注 5) 「コルレス関係」とは、銀行が、外国にある銀行との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約(コルレス(Correspondent)契約)を締結しておくことを指す。
 (注 6) マナー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準である「FATF 勧告」は、第 7 項に、大量破壊兵器拡散に関与する者に対する金融制裁の実施を規定している。
 (出典)「北朝鮮の核・ミサイル問題」2016.9.9. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/index.html> 及び安保理決議を基に筆者作成。

³⁷ 浅田正彦「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』131号, 2011.1, pp.14-24.

³⁸ 浅田 同上; 浅田 前掲注(16)

³⁹ 浅田 前掲注(37)によると、専門家パネル設置の利点としては、個人の資格で選任された専門家による独立機関であるため、安保理理事国がそれぞれ代表を送る制裁委員会ではコンセンサスに達することが難しい問題(制裁対象者の指定等)について、専門的な知見に基づく意見を提示できることなどが挙げられる。なお、著者の浅田正彦京都大学教授は、2009 年から 2010 年にかけて、対北朝鮮制裁の専門家パネル委員を務めている。

⁴⁰ 金融制裁と並んで制裁措置の重要な部分を占める貿易関連措置については、浅田 同上を参照。

II 我が国における対北朝鮮金融制裁措置の概要

本章においては、我が国が実施する対北朝鮮金融制裁措置の経緯及び概要を述べる。

1 経済制裁措置の実施に関する法制度

国際連合加盟国には、安保理決議による制裁措置の履行義務があるため、各国においては、基本的にこれらの措置の実施が図られているものと考えられる⁴¹。また、前述のとおり経済制裁措置は国際法上広く許容されるため、一部の国においては、独自の措置を講じている例が見られる⁴²。

(1) 安保理決議等に基づく経済制裁措置

我が国における経済制裁措置は、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」(平成26年法律第124号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。)に基づいて実施されている⁴³。

制定当初の外為法は、第2次世界大戦後の経済復興のために、貴重な外貨を重要物資の輸入決済等に優先的に充当する必要から、外国為替取引を許可制とするものであった。しかし、1964年に我が国が「IMF8条国」⁴⁴への移行及び経済協力開発機構(OECD)への加盟を果たし、1971年のニクソン・ショックを経て、1973年には円が変動相場制へ移行するなどの流れの下で、資本取引の自由化が段階的に進められた。その一環として、1980年には外為法が抜本的に改正され、外国為替取引を原則自由化し、国はその必要最小限の管理又は調整を行うこととなった。ただし、「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」には、外国為替の取引等に許可制を導入することも同時に定められたため、安保理決議に基づく経済制裁措置を行い得る余地が残された⁴⁵。

その後、1990年のイラクによるクウェート侵攻の際に、欧米主要国が直ちに国家の単独決定に基づく資産凍結等の制裁措置を実施したのに対して、我が国においては、制裁措置を実施す

⁴¹ ただし、安保理決議の履行については、各国の対応状況に温度差があり、我が国のように、真摯に履行する国は少数派であるとの指摘も見られる(中谷 前掲注(21); 吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』国際書院, 2003, pp.221-314)。例えば、対北朝鮮制裁に関する専門家パネルによる2016年の最終報告書によると、安保理決議第1718号が採択された2006年以降、加盟国に要請された履行報告書の提出を全く行っていない国は90か国に上る。また、専門家パネルが提出の督促を行った93か国には、2015年の安保理非常任理事国が7か国含まれる(United Nations Security Council, “Note by the President of the Security Council,” UN Doc. S/2016/157, 24 February 2016, pp.10-11. <<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=S/2016/157&Lang=E>>)。

⁴² 吉村 前掲注(8); グローバル・コンプライアンス研究会 前掲注(29), pp.249-298。

⁴³ 国際テロリスト財産凍結法は、居住者間取引が規制対象外となる外為法の不備に対応するため制定された(松下和彦「FATF 関連二法② テロリストの財産凍結」『時の法令』1980号, 2015.6.30, pp.20-35)。その他、渡航禁止措置について「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)が適用されるほか、各種業法に基づく営業規制等も行われている(浅田 前掲注(5))。

⁴⁴ 「国際通貨基金協定」(昭和27年条約第13号)第8条に定められた一般的義務(経常取引における支払に対する制限の回避、差別的通貨措置の回避、他国保有の自国通貨残高の交換性維持)を受諾した国を指す。

⁴⁵ なお、吉村 前掲注(41)によると、政府解釈は、安保理決議を外為法上の「我が国が締結した条約」ではなく、その他の国際約束に当たるとしており、日本国憲法第98条第2項が「誠実に遵守する」としている「日本国が締結した条約及び確立された国際法規」との関係や国内法上の効力等が不明確であるとの議論があるという。

るための根拠規定が外為法上に設けられていなかったため、安保理決議第 661 号採択までの間、大蔵省（当時）が全国銀行協会に対して行政指導を行うことで対応した⁴⁶。こうした経緯から、1998 年の外為法改正時に、経済制裁措置実施の要件として、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」が追加された。これにより、我が国が G7 等の有志国連合による制裁措置に対応することが可能となった。

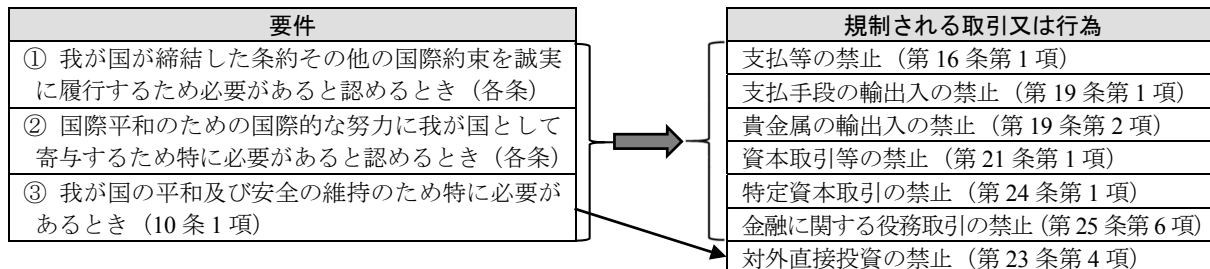
(2) 我が国の単独決定に基づく経済制裁措置

2004 年の第 159 回通常国会において、北朝鮮情勢を念頭に与野党共同提案による外為法改正案が提出され、「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとき」に、閣議において対応措置を決定できる（第 10 条第 1 項）とする改正が成立した。これは、我が国の単独決定に基づく経済制裁措置の発動を可能とするものである。

(3) 外為法に基づく金融制裁措置の形式及び内容

外為法に基づく経済制裁措置の具体的な実施方法等は、「外国為替令」（昭和 55 年政令第 260 号）等の政令に委任されており、これらの政令においては、取引等の禁止措置⁴⁷を課する根拠及び対象を告示により明らかにするとされている。具体的には、外務省告示により安保理決議等に基づく制裁対象者の指定がなされ、財務省告示又は経済産業省告示⁴⁸により規制対象となる取引等が指定される。対象の指定等を下位法令に委任することで、機動的な措置の発動が可能となっている。外為法に基づいて実施し得る金融上の措置は、図 1 のとおりである。これらのうち、資本取引等の禁止及び支払等の禁止が主要な制裁手段となっている。⁴⁹

図 1 外為法に基づいて実施し得る金融上の措置



（出典）「経済制裁措置及び許可手続きの概要」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html> を基に筆者作成。

(i) 資本取引等の規制

外為法上の措置は、居住者と非居住者との区別を前提としている。居住者とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人（非居住者の本邦内の支店等を含む。）であり、居住者以外の自然人及び法人が非居住者となる。外為法における「資本取引」とは、預金、金銭の貸借、証券の売買などに伴って、主として国際間で資金が移動する取

⁴⁶ 中谷 前掲注(21)

⁴⁷ 条文中「許可を受ける義務」が課されるが、これが許可されないことにより事実上の禁止措置となり得る。

⁴⁸ 外為法における主務大臣は、輸出入や役務取引等に関する取引又は行為については経済産業大臣、それ以外の取引又は行為については財務大臣となっている。

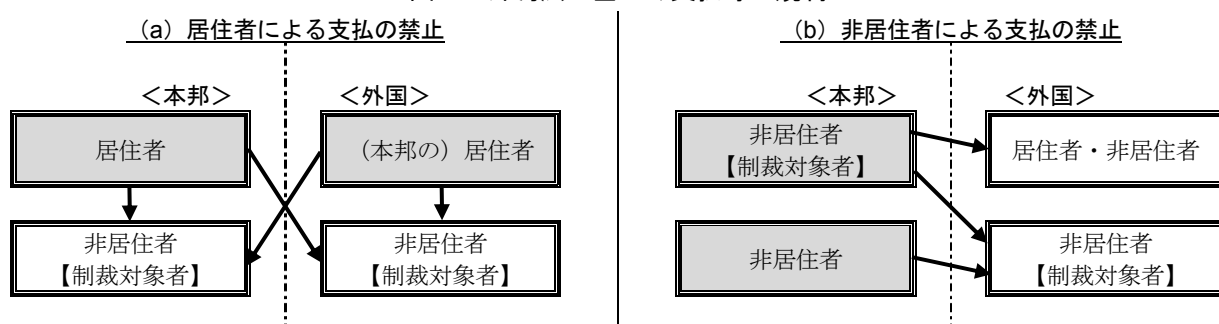
⁴⁹ グローバル・コンプライアンス研究会 前掲注(29), pp.255-276; 山崎千春ほか編著『マネー・ローンダリング規制の新展開』金融財政事情研究会, 2016, pp.83-117.

引を指す。外為法第 21 条第 1 項により、居住者又は非居住者が、我が国が実施する経済制裁の対象者との間で資本取引を行うことが禁止されている。また、(非)居住者による外国(本邦)法人の事業に参加するための株式等取得などを意味する「対外(対内)直接投資」や、居住者・非居住者間の貸借契約又は保証契約に基づく取引のうち、輸出入や工業所有権の移転等に係るものを内容とする「特定資本取引」についても、同様の規制がある。⁵⁰

(ii) 支払等の規制

外為法第 16 条第 1 項により、我が国が実施する経済制裁の対象者との間の「支払又は支払の受領」(以下「支払等」という。)が禁止されている。このため、外国送金等を行う者は、為替取引の実行を依頼する際に、銀行等に対して当該支払等が規制対象でないことについて確認する必要がある。また、外為法第 17 条は、銀行等に対して、顧客の支払等が規制に該当しないものであることを確認する義務を課している。⁵¹外為法で規制される支払等を図 2 に示す。

図 2 外為法に基づく支払等の規制



(注 1) 矢印で示した支払が禁止される。また、網掛けで示した主体が許可を受ける義務のある者に該当する。
 (注 2) 規制される支払等としては、他に (c) 制裁対象となる資金使途に係る支払等の禁止(目的規制)があり、該当する資金使途に係る、①本邦から外国への支払及び②居住者・非居住者間の支払等が禁止される。
 (出典) 三井住友銀行総務部金融犯罪対応室編著『図説 金融機関職員が知っておきたい外為法の常識』金融財政事情研究会, 2014, p.60; グローバル・コンプライアンス研究会『体系グローバル・コンプライアンス・リスクの現状—求められるわが国の対応指針—』きんざい, 2013, pp.266-268 を基に筆者作成。

2 我が国が実施する対北朝鮮金融制裁措置

我が国においては、2006 年 7 月の安保理決議第 1695 号の採択以降、安保理決議や国際協調に基づく対北朝鮮制裁措置が実施されてきた。また、閣議了解⁵²による独自の制裁措置も発動されている。後者については、我が国が北朝鮮を国家承認しておらず、両者間に経済分野における条約関係が存在しないため、対抗措置による違法性阻却を考慮するまでもなく、一般国際法上の義務に反しない限りにおいて、国際法上の報復⁵³として裁量的に実施し得る措置であると考えられている⁵⁴。

⁵⁰ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社貿易投資相談部編著『外為法ハンドブック 2015—犯収法その他関連法令も含めた外為取引への実務的アプローチ—』三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2015, pp.76-77.

⁵¹ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社貿易投資相談部編著 同上

⁵² 閣議付議案件のうち、本来、ある主任の大臣の権限により決定し得る事項に属するものであるが、事柄の重要性に鑑み、他の国務大臣の意向をも徴することが適当と判断されるものについて行われる。

⁵³ 前掲注(9)参照。

⁵⁴ 中谷 前掲注(8)

外為法に基づく制裁措置は、前述のとおり制裁ごとに対象者や規制対象となる取引等が個別に指定される形をとっている⁵⁵。北朝鮮については、すでに主要な金融上の措置を全て実施済みである⁵⁶。現在、我が国が実施している対北朝鮮金融制裁措置を表2に示す。

表2 我が国が実施している対北朝鮮金融制裁措置の一覧（2016年12月9日現在）

	実施日	措置の対象	措置内容	実施根拠	
資産凍結	安保理決議に基づく措置	2006.9.19	北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者（15団体・1個人）	支払規制・資本取引規制	安保理決議第1695号・閣議了解
		2009.5.22	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者（3団体 ※既指定）	支払規制・資本取引規制	安保理決議第1718号
		2009.7.24	同上（5団体・5個人）	同上	安保理決議第1874号・第1718号
		2012.5.15	同上（3団体）	同上	安保理決議第1718号
		2013.2.6	同上（6団体・4個人）	同上	安保理決議第2087号
		2013.4.5	同上（2団体・3個人）	同上	安保理決議第2094号
		2014.8.15	同上（1団体）	同上	安保理決議第1718号
		2016.3.11	同上（12団体・16個人）	同上	安保理決議第2270号
	2016.12.9	同上（10団体・11個人）	同上	安保理決議第2321号	
			累計 42団体・39個人		
	国際協調に基づく措置	2013.4.5	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者（1団体・4個人）	支払規制・資本取引規制	閣議了解【国際協調】
		2013.8.30	同上（9団体・2個人）	同上	同上
		2016.2.19	同上（1団体・10個人）	同上	同上
		2016.12.9	同上（6団体・9個人）	同上	同上
		累計 17団体・25個人			
目的規制	安保理決議に基づく措置	2009.7.7	北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動	支払規制・支払手段等の輸出入規制・資本取引規制・金融に係る役務取引規制	安保理決議第1874号・閣議了解
		2016.2.26	北朝鮮に住所等を有する個人等に対する支払	北朝鮮に対する支払の原則禁止	閣議了解【単独決定】
その他	安保理決議に基づく措置	2013.4.5	金融機関等	コルレス関係の禁止・持分譲渡の禁止・支店設置等の禁止・本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底	安保理決議第2094号
		2016.3.11	同上	同上	安保理決議第2094号・第2270号
		2016.3.11	貴金属の輸出入をしようとする者	貴金属の輸出入の禁止	安保理決議第2270号

(注1) 「安保理決議に基づく措置」、「国際協調に基づく措置」、「単独措置」は、外為法上の3要件に対応する。
 (注2) このほか、2016年2月19日には、北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出（現金や小切手等を携帯して出入国する場合を指す。）について、届出を要する金額（下限額）の引下げが行われている。
 (出典) 「タリバーン関係者等に対する措置・テロリスト等に対する措置」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/taliban_2.htm> を基に筆者作成。

⁵⁵ これらの措置には、安保理決議の場合（前掲注(18)参照）と同様、特定の個人・団体を指定して、それらの者の資産を凍結する措置と、「核関連活動」等、特定の領域に関連する取引等を禁止する措置（目的規制）とがある。
⁵⁶ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社貿易投資相談部編著 前掲注(50)

III 米国及び EU における対北朝鮮金融制裁措置の概要

本章においては、我が国と外交的立場が近いと考えられる、米国及び EU における対北朝鮮金融制裁措置の概要を紹介する。

1 米国

米国は、AML/CFT や大量破壊兵器の拡散防止の分野で、国際社会における主導的な役割を果たしている。また、安保理や FATF、自らの同盟国等に対して、強い影響力を及ぼしている。米国の経済制裁措置は、財務省 (Department of the Treasury) の外国資産管理局 (OFAC: Office of Foreign Asset Control) 等が所管している⁵⁷。制裁プログラムの実施に当たっては、根拠法令に基づき大統領令 (Executive Order) や大統領布告 (Proclamation) が発出され、具体的な措置の内容を規定する。制裁対象者の指定は、大統領令に基づき OFAC 等が行っている⁵⁸。

OFAC による経済制裁については、米国の領域外の行為等に対しても管轄権が行使される「域外適用」が問題となることがある。特に金融上の措置については、米ドルが国際決済通貨として圧倒的な地位を占めることから、その影響力は非常に大きい。図 3 に示すとおり米ドル建ての国際送金等に際しては、コルレス関係を通じて取引の流れが米国を通過する 경우가多いが、その際に OFAC 規制が適用される可能性がある。一般に国際法において国家の管轄権が及ぶのは、自国領域内又は自国民に限られるとされており (属地主義・属人主義)、ほとんど実体のない取引上の通過に対して規制を及ぼすことの是非については議論がある。また、制裁違反を理由に処罰を受けた金融機関等の母国との間で、外交問題となった例⁵⁹も見られる。⁶⁰

OFAC による現行の対北朝鮮制裁プログラムは、2008 年 6 月に「国際緊急事態経済権限法」⁶¹及び「国家緊急事態法」⁶²に基づき、大統領令第 13466 号⁶³及び大統領布告第 8271 号⁶⁴が発出されたことによって開始されている⁶⁵。それ以前には、北朝鮮は「対敵通商法」⁶⁶の対象国に指定され、在米資産の凍結等が実施されていた。また、2005 年 9 月には、北朝鮮によるマネー・ローンダリングに関与したとされる、マカオの匯業銀行 (Banco Delta Asia) の在米口座が凍

⁵⁷ OFAC のほか、輸出管理については、商務省産業安全保障局 (BIS: Bureau of Industry and Security) や国務省国防貿易監理局 (DDTC: Directorate of Defense Trade Controls) などによる規制もある。

⁵⁸ グローバル・コンプライアンス研究会 前掲注(29) pp.292-297; OFAC, “North Korea Sanctions Program,” 2016.8.1. <<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nkorea.pdf>>

⁵⁹ 2004 年から 2012 年までの間、米国が経済制裁対象とするスーダン、キューバ、イランに関係する米ドル決済を行ったとして訴追された、BNP パリバ (フランスの銀行) の例では、国家管轄権をめぐる米仏両政府が対立した。最終的に、BNP パリバが 89 億 7000 万ドルの制裁金を支払うことで、2014 年 6 月に米国司法当局と合意した。

⁶⁰ 久保田隆「最新事例にみる米国経済法違反の域外的影響とその法的課題—Pisciotti 事件と BNP パリバ事件—」『国際商事法務』42 巻 8 号, 2014.8, pp.1242-1245; 同「「米ドル・コルレス口座」管轄の拡大とアメリカ金融政策上の懸念—Patrikis 元 FRB ニューヨーク副総裁の最近の論考の紹介—」同 42 巻 10 号, 2014.10, pp.1560-1562.

⁶¹ International Emergency Economic Powers Act, P.L. 95-223, December 28, 1977, 91 STAT. 1625

⁶² National Emergencies Act, P.L. 94-412, September 14, 1976, 90 STAT. 1255

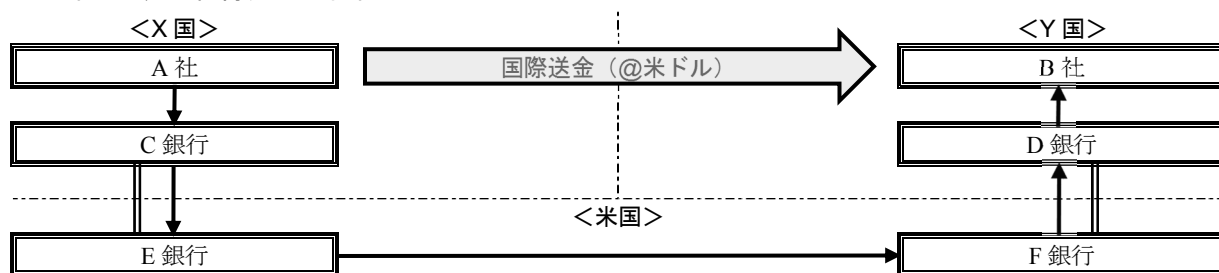
⁶³ Executive Order 13466 of June 26, 2008: Continuing Certain Restrictions With Respect to North Korea and North Korean Nationals (73 FR 36787)

⁶⁴ Proclamation 8271 of June 26, 2008: Termination of the Exercise of Authorities Under the Trading With the Enemy Act With Respect to North Korea (73 FR 36785)

⁶⁵ 2008 年 6 月に米朝核交渉が進展し、10 月に米国が北朝鮮のテロ支援国家指定を解除したことに対応した枠組み変更である (「テロ支援指定 米、解除後も制裁継続」『日本経済新聞』2008.6.26, 夕刊)。

⁶⁶ Trading With the Enemy Act, P.L. 65-91, October 6, 1917, 40 STAT. 411

3 米ドル建て国際送金の仕組み



(注) 矢印は取引の流れを、二重線はコルレス関係を示す。X 国の A 社が Y 国の B 社へ米ドル建てで国際送金する場合、自社の取引銀行である C 銀行に対して、D 銀行にある B 社口座への入金依頼を依頼し、C 銀行及び D 銀行とそれぞれコルレス関係にある、米国の E 銀行及び F 銀行の間で決済が行われる。実際には、米国内を取引電信が通過するに過ぎないが、しばしば米国の経済制裁が適用されている（久保田隆「最新事例にみる米国経済法違反の域外的影響とその法的課題—Pisciotti 事件と BNP パリバ事件—」『国際商事法務』42 巻 8 号，2014.8，pp.1242-1245）。（出典）筆者作成。

結され、北朝鮮は大きな打撃を受けたとされる⁶⁷。

現行プログラムの開始以降、北朝鮮は対敵通商法の対象から外れたが、一部の制限措置は継続され、その後の核・ミサイル問題の深刻化を受けて、規制内容が累次拡張されてきた。北朝鮮及びその国籍保持者が所有する資産及びその利益は、2000 年 6 月以降凍結され、現行プログラムにおいてもこれが維持されている。また、若干の例外を除き、米国人は、北朝鮮への送金、支払、預金引出し等を禁じられている⁶⁸。2016 年 2 月には、北朝鮮とつながりを維持する外国企業に対して、広範な 2 次制裁を科す「2016 年北朝鮮制裁及び [関連] 政策強化法」⁶⁹が制定され、同年 3 月にはこれを踏まえた大統領令第 13722 号⁷⁰が発出されている⁷¹。

2 EU

EU は、「欧州連合の機能に関する条約」(Treaty on the Functioning of the European Union) 第 215 条及び「共通外交・安全保障政策」(CFSP: Common Foreign and Security Policy) に基づき、規則 (Regulation) 又は決定 (CFSP 決定 (Decision)) の形式で経済制裁措置を定めている。対北朝鮮金融制裁措置を規定した規則としては、2007 年 3 月の「北朝鮮に対する制限措置に関する EU 理事会規則」⁷²があり、累次の改正を経て強化されている。また、2016 年 5 月の EU 理事会決定⁷³においても、制裁措置が定められている。⁷⁴

⁶⁷ レイチェル・L. ロフラー「金融制裁と銀行の役割—金融でならず者国家を孤立させるには—」『Foreign affairs report』2009.5，pp.27-35.

⁶⁸ 日本貿易振興機構 (ジェトロ)「北朝鮮の核実験実施に対する主要国・機関の北朝鮮制裁」2013.3.29. <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2013/07001305.html>>; OFAC, *op.cit.*(58)

⁶⁹ North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016, P.L. 114-122, 130 STAT. 93

⁷⁰ Executive Order 13722 of March 15, 2016: Blocking Property of the Government of North Korea and the Workers' Party of Korea, and Prohibiting Certain Transactions With Respect to North Korea (81 FR 14943)

⁷¹ 鈴木滋「【アメリカ】2016 年北朝鮮制裁強化法」『外国の立法』No.267-2, 2016.5, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/pr_epareDownload?itemId=info%3AndJp%2Fpid%2F9974274&contentNo=1>

⁷² Council Regulation (EC) No.329/2007 of 27 March 2007 concerning restrictive measures against the Democratic People's Republic of Korea

⁷³ COUNCIL DECISION (CFSP) 2016/849 of 27 May 2016 concerning restrictive measures against the Democratic People's Republic of Korea and repealing Decision 2013/183/CFSP; なお、安保理決議第 2321 号を受け、2016 年 12 月に改正された。COUNCIL DECISION (CFSP) 2016/2217 of 8 December 2016 amending Decision (CFSP) 2016/849

⁷⁴ “European Union Restrictive measures (sanctions) in force,” 2016.10.11, pp.2, 42-48. European External Action

EU加盟国における経済制裁措置には、安保理決議を受けてEUが実施するもの、EU独自の措置によるもの及び各国独自の措置によるものがある。英国の例では、財務省(HM Treasury)の金融制裁推進局(OFSI: Office of Financial Sanctions Implementation)が金融制裁措置を所管しており、EUによる制裁措置に係る罰則及び当該措置の運用に関する情報提供のための委任立法等を行っている⁷⁵。また、英国独自の制裁措置を定めた、「2010年テロリスト資産の凍結等に関する法律」⁷⁶等の法律がある。⁷⁷

おわりに

対北朝鮮金融制裁の有効性については、どのように評価されるであろうか。本稿で述べてきたとおり、制裁措置は、2006年以降、累次の安保理決議等により継続・強化されてきた。しかしながら、北朝鮮が核・ミサイル計画を放棄する兆しは全く見られない。その意味では、効果が薄いとの見方が成り立つであろう⁷⁸。一方で、この間、北朝鮮が事あるごとに制裁解除を求めてきたことをもって、制裁が一定の効果を発揮していることの証左と見ることもできよう⁷⁹。特に、2005年に米国が実施したマカオの銀行口座凍結に対しては、北朝鮮側の強い反発が見られ、相当の効果があつたものと推察される⁸⁰。

我が国における対北朝鮮金融制裁の実施状況を見ると、安保理決議等への対応はもとより、単独決定に基づく措置にしても、既存の枠組みにおいて有効と見られるものは、ほぼ実施済みである⁸¹。今後は、政府が各国に対して安保理決議の国内履行の徹底を働きかけていくこと⁸²や、制裁委員会における制裁対象者の適時指定を促していくことなどが、制裁の実効性を高め、核・ミサイル問題の平和的解決を図っていく上で重要な取組となるものと考えられる。

Servicewebsite <https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/restrictive_measures-2016-10-11-clean.pdf>

⁷⁵ “Financial sanctions, North Korea (Democratic People’s Republic of Korea),” 2013.4.23. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/financial-sanctions-north-korea-democratic-peoples-republic-of-korea>>

⁷⁶ Terrorist Asset Freezing etc. Act 2010 (c.38)

⁷⁷ OFSI, “Financial Sanctions: Guidance,” 2016.12, pp.4-5. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/576291/OFSI_Financial_Sanctions_-_Guidance_-_December_2016.pdf> なお、EU加盟国のうち英国やドイツは、北朝鮮と外交関係を有する国である(「北朝鮮(North Korea)基礎データ」2015.10.6. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html>)。

⁷⁸ 対北朝鮮制裁専門家パネルの2015年の最終報告書は、同様の理由で、「国際連合の制裁体制の有効性に深刻な疑義が認められる」としている(United Nations Security Council, *op.cit.*(41), p.4)。

⁷⁹ 浅田 前掲注(16) なお、専門家パネルの2012年の最終報告書も、同様の立場である(United Nations Security Council, “Note by the President of the Security Council,” UN Doc. S/2013/337, 11 June 2013, p.5. <<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=S/2013/337&Lang=E>>)。

⁸⁰ ロフラー 前掲注(67)

⁸¹ もっとも、既存の枠組み自体に課題がないわけではない。近年の制裁内容の多様化により、我が国では、外為法等の個別法令によるパッチワーク的対応が困難となっているとの指摘も見られる。米国の「国際連合参加法」(United Nations Participation Act of 1945, P.L. 79-264, December 20, 1945, 59 STAT. 619)や英国の「国際連合法」(United Nations Act 1946 (c.45))は、政府が安保理決議を履行するための必要措置をとるための包括的な権限付与を規定しており、どのような制裁措置が盛り込まれても対応可能であるという利点がある。また、シンガポールの「国際連合法」(United Nations Act, Act 44 of 2001)は、制裁措置に従って取引を停止した私人が、債務不履行責任を問われないとする条項を置いており、措置を履行する金融機関を訴訟から保護することに資すると考えられる(中谷 前掲注(21); 浅田 前掲注(5))。

⁸² 2016年9月の北朝鮮による核実験を受けた、衆・参各院による抗議決議は、いずれも安保理決議の履行を各国に働きかけていくことを政府に求めている(第192回国会衆議院会議録第1号(一) 前掲注(2), p.3; 第192回国会参議院会議録第1号(その一) 前掲注(2), pp.3-4)。